

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立片倉台小学校
校長名 柴沼 裕行 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神に基づき、「生きる力」を育むという理念のもと、知・徳・体の調和がとれた人間性豊かな児童の育成を図る。また、地域と協働し、体験活動を取り入れ、国際的な視野をもち、社会に貢献しようとする資質を育成するために、次の児童像を掲げ、その育成を図る。

◎よく考えて実行する子 ○すすんで助け合う子 ○心も体も健康な子

児童の実態を鑑み、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成及び学習意欲の向上を図る教育活動を展開する。その中において、豊かな心と健やかな体を育み、人とのかかわりを円滑にして、ウェルビーイングの考えのもと自身の好きを大切にしようとする子の育成をめざして、「よく考えて実行する子」を重点とする。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

- ① 「よく考えて実行する子」を育成するために、授業改善を通して学習指導の充実を図り、基礎学力、活用力、学習意欲の向上を目指す。また、実施したことを評価・改善し、社会に開かれた教育課程の実現をめざし、教科等横断的な視点によるカリキュラム・マネジメントを確立する。
- ② 各教科等において言語活動を重視するとともに、探究的・体験的な学習を軸に「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善を行い、資質・能力の「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育成する。
- ③ 好きなことや興味関心のあることに積極的に取り組む児童を育成する。

イ 豊かな心の育成

- ① 「すすんで助け合う子」を育成するために、関わり合いを重視した教育活動を推進する。
- ② 認め合い、励まし合い、高め合う集団活動を推進し、主体性、協調性、奉仕する態度の育成を図る。

ウ 健やかな体の育成

- ① 「心も体も健康な子」を育成するために、自らの健康に留意し、望ましい食生活を送るために「食育」に関する指導を学校の教育活動全体を通して計画的に実施するとともに、家庭・地域との連携を密に行う。
- ② 人権教育を推進する中で、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある児童を育成する。

エ 不登校児童への支援

- ① 校内委員会を充実させ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して、支援ニーズを把握して社会的自立に向けて継続的に支援を行う。

オ いじめ防止等の取組

- ① いじめ総合対策を踏まえ、いじめ防止等の取組を効果的に実行する。
- ② 「言葉遣いは心遣い」を合言葉に、児童の心に寄り添い、児童の声を聴き、児童が教員から見守られていると実感できるいじめ未然防止のための環境づくりを行う。
- ③ 自他の命を大切に、自分の人権も他者の人権も守れる児童を育成する。
- ④ いじめの早期発見、早期対応のために、組織的な情報共有や対応記録の作成等に基づき、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

カ 特別支援教育の充実を図る

- ① 特別な支援を必要とする児童への理解を深める中で、尊重し合い、助け合う態度を育てる。
- ② 「ユニバーサルデザイン」を取り入れた授業による支援及び指導に当たるとともに、個別対応や合理的配慮を行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【由井中グループ(片倉台小、由井第二小、由井第三小)】

- ① 自分で考え判断し行動し、夢をもって挑戦する児童・生徒の育成に向けて、9年間を見通した系統性・連続性に配慮した教育活動の取組を推進し、社会に貢献できる生徒を育成する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 国や市の学力調査等の結果及び小中一貫教育で育てたい児童・生徒像を踏まえ、指導法や指導形態の工夫に着目し「主体的・対話的で深い学び」を実現するために授業改善に取り組む。また、各教科の基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために、個々のニーズを把握し1人1台の学習用端末を日常のかつ効果的に活用しながら、到達度に応じた学習を実践する。
- ② 地域及び関係諸機関の人材と連携した授業や地域施設の活用等を図り、体験的・問題解決的な学習を展開し、主体的に考え、判断する力を育成する。
- ③ 理科と算数科を中心にプログラミング教育を実施する。1人1台の学習用端末を効果的に活用し、様々な情報の中から必要な情報を選びその情報を活用して論理的に考え、効率的に問題を解決する力を培う。
- ④ 外国語活動、外国語科では、ALTとのチームティーチング等を通して、英語によるコミュニケーションの楽しさを味わわせ、他者と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育て、他国の言語や文化の基礎的な理解を図る。
- ⑤ 専門性の高い教科指導や中学校教育への円滑な接続、多面的・多角的な児童理解の促進のために、教科担任制等の指導体制の工夫をする。

イ 総合的な学習の時間

- ① 教科等で身に付けた能力を活用する中で児童一人ひとりに学び方やものの考え方、自己の生き方等、問題解決に向けた主体的・創造的・協働的な態度の育成を図る。
- ② 八王子の伝統文化や日本遺産等について学習する時間を年間指導計画に位置付け、地域と連携し、計画的に地域の一員としてのアイデンティティを養うとともに、地域への愛着をもつ。
- ③ 「キャリア」「郷土・地域理解」「環境・自然」「福祉」「情報」「伝統・文化」から各学年の重点内容を年間指導計画に位置付け、児童の興味・関心に基づく創意工夫を活かした系統的な探究活動を展開する。

ウ 特別活動

- ① 学校行事や集団宿泊的行事、縦割り班活動、クラブ活動等、児童が主体的に参加する集団活動等を通して、自己肯定感を育み、互いのよさを認め合う機会とするとともに、自主性や社会性、リーダー性、思いやりの心などを養い、個性の伸長を図る。
- ② 児童会活動や学級活動の充実を図ることを通して、認め合い、励まし合い、高め合う望ましい人間関係を形成する。また、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画する姿勢と、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や、健全な生活態度を育てる。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 道徳教育全体計画及び別業を基にし、各教科等と相互の関連を図りながら、問題解決的な活動や体験的な活動を充実させ、教育活動全体を通して道徳性の育成を図る。
- イ 道徳授業地区公開講座を中心として、学校と家庭・地域社会との連携を一層深め、現在求められている道徳教育への理解を深めるとともに、協働して児童の道徳性を育む意識を高める。
- ウ 本校の重点目標の具現化を図るため、特別の教科 道徳では内容項目「生命の尊さ」を重点とする。主たる教材として教科用図書を中心に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方を深める学習を通して、道徳性を養う。また、児童一人ひとりが考え、互いに議論することで道徳的諸価値についての理解を深める。

(3) キャリア教育

義務教育9年間を通して自分・人・地域とのつながりを大切にし、住みよいまちの実現に向けて考え行動できる児童・生徒を育成するための取組を行う。

- ア 望ましい職業観・勤労観の基礎を養うために、人間関係形成・情報活用・将来設計・意思決定の各能を、高齢者体験や専門家による講話等の福祉教育を中心にして意図的、計画的に関連させながら育む。
- イ さまざまな職業の方と連携した授業、地域行事への参加等、他者とのかかわりを通してコミュニケーション能力を高めるとともに、自分らしさに気付き、さまざまな課題解決に取り組みながら、学ぶこと・働くことの意義について考えることのできる児童を育てる。
- ウ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」の学校間、学年間の引き継ぎを確実にを行い、学びの振り返りや今後の見通しをもたせ、一人ひとりのキャリア形成と自己実現を支援する。

(4) 特別支援教育

- ① 通常の学級における障害者理解教育の推進と合理的な配慮やユニバーサルデザインの視点での環境づくりを行うとともに、保護者のニーズに応える特別支援教育の充実を図る。また特別支援教室や特別支援専門員、スクールカウンセラー及び外部関係機関等との連携を通して、全ての教科等において1人1台の学習用端末を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたインクルーシブな教育を推進する。
- ② すぐてくシート、連携型個別指導計画を作成し、支援体制を充実させた計画的・組織的な指導を継続し、個性の伸長を図る。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 児童の実態に合った生活のきまりの改善、年間を通して地域と連携したあいさつ運動の推進、月ごとの生活目標の取組、清掃活動等の環境美化、ふれあい月間の取組、家庭との連携を通して、基本的な生活習慣の定着、規範意識、人間関係形成能力を高め、善悪を判断し、自己の生き方について考えを深めさせる。
- ② 子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、「八王子市教育委員会『生命(いのち)の安全教育』」を活用して発達段階に応じて生命の安全教育を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週金曜日のいじめ対応のための時間に、学校いじめ対策委員会を開催して全職員で情報共有や対応方針の共通理解を図る。
- ② いじめを未然に防ぎ、児童一人ひとりが安心して登校できるように、いじめ防止に関する授業を特別の教科道徳の中に位置付け、年間1回外部講師(人権擁護委員・弁護士等)と連携して実施する。また、SOSの出し方に関する教育を学級活動に位置付け、相談できる大人を確保するために担任とスクールカウンセラーが連携して授業を実施する。
- ③ 「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、「ふれあい月間」での取組の他、「心と体の健康相談」を通して丁寧な児童理解を図る。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを中心に、個票システムを活用した登校状況、子ども見守りシートや児童アンケートをもとに、関係機関への迅速な接続や保護者との連携協力を組織的にすすめながら支援の充実を図る。
- ② 養護教諭による心と体の健康相談、スクールカウンセラーによる個人面談を行う他、面談・遊び等を通して、児童の心のケアを図り、教育相談活動を充実させる。

(6) 学力向上の取組(はちおうじっ子ミニマムの取組)

- ① 発達段階に応じた片倉台小版「家庭学習の手引き」を各家庭に配布し、家庭と連携を図りながら家庭学習の習慣を確立させるとともに、基礎学力の定着を図る。
- ② 「はちおうじっ子ミニマム」の活用や東京ベーシック・ドリル診断シートに基づく効果検証を分析し、社会生活を送る上で最低限身に付けるべき学力を確実に定着させるために、月1回の補習「ぐんぐんタイム」を実施し、個に応じた指導を丁寧に行い、基礎的な学習の既習事項の確実な定着を図る。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

(取組1) あいさつ運動週間に小・中で同時期に取り組み、地域社会にあいさつを根付かせ、児童会・生徒会を軸に相互の連帯を深める。

- (取組2) 市学力定着度調査の結果分析と授業改善の取組内容を共有し、学力定着プロジェクトチームを中心に各教科における学習用端末の活用や指導法の情報交換によりグループとしての授業力向上に努める。

(取組3) グループ校合同のテーマ別分科会(生活指導、特別支援、特別活動等)において、小・中がそれぞれの視点から児童・生徒理解に関する情報を共有し、9年間にわたった成長を見守る。

(取組4) 地域社会と連携したCC大作戦(社会貢献活動、防災訓練)を行い、地域の一員としての自覚を育み、地域課題に主体的に関わる態度や協働する力を養う。

イ その他

- ① 学校花壇を活用した縦割り班による栽培活動を推進し、地域と保護者と連携して望ましい人間関係を育むとともに、勤労の尊さ・生産の喜びを実感させる。
- ② 義務教育9年間を見通した情報活用能力系統表を活用し、ICT活用に取り組み、児童の活用技能の向上を図る。
- ③ 保育園・幼稚園・小学校と円滑な接続をめざし、「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」を実施する。さらに、小中一貫教育の日や保・幼・小連携の日に教職員間で児童の情報を共有する。
- ④ 片倉台自治会が主催する夏祭り、スポーツフェスティバル等のイベントに積極的に参加するように、学校やPTAが働きかけを行う。高学年児童は、地域の清掃活動に参加し、地域との交流を深める。
- ⑤ 八王子市の「地域の子どもは地域で育てる」という基本方針のもと、児童の地域活動へ積極的な参加を促す。また、児童の学校外における活動を1年間の成長の記録として通知表に記載する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	15	0	19	21	19	19	15	18	17	200
2	18	18	22	15	0	19	21	19	19	15	18	17	201
3	18	18	22	15	0	19	21	19	19	15	18	17	201
4	18	18	22	15	0	19	21	19	19	15	18	17	201
5	18	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	18	204
6	18	18	22	15	0	19	21	19	19	15	18	17	201
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業日 7月23日から8月31日までとする。 ・開校記念日 12月1日を授業日とする。 ・第1学年から第4学年は、3月24日の卒業式に参加しない為、1日減とする。 ・第5学年は、移動教室のため、7月の授業日数を2日増とする。 ・第6学年は、3月25日の修了式に参加しない為、1日減とする。 ・都民の日10月1日は授業日とする。 ・第1学年は、4月6日の始業式に参加しないため1日減 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (1単位時間は、45分とする。)

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動 (学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015 (10)	1015 (10)	1015(10)

		備 考					
ア その他の授業時数							
学年		1	2	3	4	5	6
区分	児童会 活動	2	2	3	2	2	2
	委員会活動	/	/	/	/	11	11
クラブ活動		/	/	/	15 1/3	15 1/3	15 1/3
学校行事		31	31 2/3	30 1/3	30	48 2/3	51 1/3
学級・学年の裁量の時間		7	1	1	1	1	1
イ 1単位時間							
<ul style="list-style-type: none"> ・1単位時間を45分とする。 ・クラブ活動については、1単位時間を60分とし、10回実施する。年度始めと年度末は45分とし、2回実施し、計12回とする。 							
ウ 授業時数の確保に関する手だて							
<ul style="list-style-type: none"> ・「短い時間を活用した教科等指導」を行う。 							
実施学年：全学年							
実施時間：木曜日、金曜日における生活時程表で「朝学習の時間」と表記された時間 8時20分から8時35分							
年間総時数：1回15分 計64回 国語 11時間 算数 10時間 第4・5学年							
1回15分 計63回 国語 11時間 算数 10時間 第1・2・3学年							
1回15分 計61回 国語 10時間 算数 10時間 第6学年							
・第3学年 11月17日 クラブ見学のため1時間増							
エ 長期休業中に位置付ける学習内容							
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間に以下の内容を位置づける 							
第3学年 2時間「大好き！わたしたちのまち」（まちのお気に入りについて調べる）							
8時間「かいこプロジェクト」（飼育体験などから派生した疑問を調べる）							
第4学年 6時間「広げよう人の輪・心の輪」							
（八王子に住んでいる、いろいろな立場の人について調べる）							
4時間「MOTTAINAIについて考えよう」（自分がMOTTAINAIと思う片倉町の事柄について調べる）							
第5学年 10時間「森はぼくらの宝物」（高尾の森林について興味をもったことについて探究する）							
第6学年 10時間「発見！！日光の歴史と自然」							
（八王子と日光の関連について興味を持ったことについて探究する）							
オ 授業時数に位置付けない教育活動							
<ul style="list-style-type: none"> ・自習タイム（火曜日 8時20分から8時35分） ・朝読書（水曜日 8時20分から8時35分） ・補習（月1回の火曜日の放課後及び、夏季休業日の4日間の午前に実施） 							
カ その他							
特記事項なし							